

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 事務局規程

第1章 総則 (趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則（以下「会則」という。）第15条第3項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、甲賀市教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に、別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる甲賀市職員をもって充てる。

- 2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員等を置くことができる。
- 3 前2項の職員（以下「職員」という。）は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局理事は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 副局長は、事務局理事を補佐し、事務局理事に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 事務局次長は、副局長を補佐し、副局長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、甲賀市職員服務規程（平成16年甲賀市訓令第9号）の例による。

第2章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。

- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要又は異例であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲賀市事務専決規程(平成16年甲賀市訓令第3号)に規定する特に重要又は異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

- 2 専決権者が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の管理及び取扱い)

第10条 文書には、「わ輝甲実委」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

(文書の保存)

第11条 処理済みの文書は、事務局において編さんし、保存しなければならない。

- 2 会則第20条の規定により、実行委員会が解散したときには、保存文書を甲賀市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、甲賀市文書取扱規程(平成16年甲賀市訓令第5号)の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体、用途及び個数は、別表第5のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、甲賀市公印規則(平成16年甲賀市規則第10号)の例による。

第5章 財務

(旅費及び費用弁償)

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、甲賀市職員の旅費に関する条例(平成16年甲賀市条例第41号)及び甲賀市職員の旅費に関する条例施

行規則（平成１６年甲賀市規則第１４０号）の例による。

- 2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について、費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、甲賀市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１６年甲賀市条例第３３号）の例による。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、この限りでない。
- 3 前２項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が定めるところによる。

（予算）

- 第１６条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。
- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

- 第１７条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。
- 2 会則第１８条の規定により監査を受けるときは、収支決算書やその他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

- 第１８条 事務局に出納その他の会計を処理させるため、出納員を置く。
- 2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

- 第１９条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

（準用）

- 第２０条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、甲賀市財務規則（平成１６年甲賀市規則第３３号）の例による。

第６章 補則

（委任）

- 第２１条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附則

この規程は、令和 ４年 ５月 １１日から施行する。

附則

この規程は、令和 ６年 ４月 １日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

所 掌 事 務
(1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。 (2) 総会、常任委員会及び専門委員会の開催運営に関すること。 (3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること (4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。 (5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第 2（第 4 条関係）

事務局長	甲賀市教育委員会事務局教育部長
事務局理事	甲賀市教育委員会事務局理事（国スポ・障スポ推進担当）
副局長	甲賀市教育委員会事務局次長（スポーツ担当）
事務局次長	甲賀市教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室長
事務局職員	甲賀市教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室職員

別表第 3（第 8 条関係）

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員等の任免に関すること。	○	
(3) 非常勤職員等の服務に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 旅行命令に関すること。	実行委員会の委員等、事務局理事、副局長、事務局次長	事務局職員 非常勤職員等
(6) 予算の執行に関すること。	1 件の予定価格が 300 万円以上のもの	1 件の予定価格が 300 万円未満のもの
(7) 予算の流用に関すること。	重要なもの	軽易なもの

(8)その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの
--------	--------------------------------------	--------------------------------------

別表第 4 （第 9 条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局理事
事務局次長	事務局職員のうち事務局長があらかじめ指名する者

別表第 5 （第 1 3 条関係）

名称	形状	大きさ	書体	用途	個数
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 会長印	正方形	27 ミリメートル	てん書	会長名をもつてする文書	1 個